

地域における人権啓発のあり方検討プロジェクトチームの設置について

【設置趣旨】

- ・人権啓発については、主な対象が地域の市民及び企業であることから、地域において最も身近な区において、その特性に応じて効果的な人権啓発を実施していくことが課題となっている。
- ・一方、市民意識調査（平成 22 年度実施）では、人権についての関心は高いものの、人権が尊重されたまちなったとの実感はそれほど高くない状況にある。
また、このような課題の解決に向けて効果的な啓発事業を行っていく必要がある。
- ・平成 25 年度における市民啓発・企業啓発については、概ねこれまで実施した事業を継承・継続しているが、26 年度においては、これまでの取組みにとらわれることなく、新たな効果的な手法も含めて検討する必要がある。
- ・こうしたことから、区におけるこれまでの人権啓発事業（主として啓発手法など）の情報交換、また、新たな取り組みを検討するために、大阪市人権行政推進本部のもとで、担当課長レベルでの P T（参考資料）を設置した。
- ・なお、個々の人権課題を対象とするには広範囲に及ぶので、今回の検討 P T の主たる目的とはしない。

【経 過】

- ・大阪市においては、「大阪市人権尊重の社会づくり条例（平成 12 年 4 月施行）」に基づき、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定し、「国際人権都市大阪」の実現を目指し、市政のあらゆる施策において、人権の視点からの行政運営を推進している。
- ・かつて、本市では、同和問題の解決に向けて、国の特別措置法に基づき重点的に施策に取り組んできたが、平成 13 年度の「地対財特法」法期限後は、これを見直し、一般施策として、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現という理念のもと、総合的な人権施策の推進へと大きく転換を図ってきた。
- ・一方で、人権啓発予算・事業についても、市政改革プランに基づき、ゼロベースの見直しを行うなど、この間、大幅に事業を見直し、予算削減を行ってきたところである。

【P Tにおける検討内容】

- ・「人権問題に関する市民意識調査」（平成 22 年度実施）及び、市政モニター調査「人権行政について」（平成 24 年度実施）の分析を行う。
- ・分析結果に基づいた区における効果的な啓発を検討する。（複数区での実施もあり）
- ・P D C A なども考慮した事業を検討する。なお、学識経験者などによるアドバイスをいただく。
- ・P T 設置（6 月）後、9 月を目途に区長会議等で中間報告を、10 月には最終報告を予定している。

○プロジェクトチームメンバー

プロジェクト役職名	所 属	役 職	氏 名
マネージャー	市民局	人権啓発・相談 センター所長	藪中 昭二
サブマネージャー	市民局	企画調整課長	田井中 保
サブマネージャー	(区中央ブロック) 中央区 市民活動支援担当課長	人権生涯学習主管 課長会議幹事長	堀田 大地
メンバー	(区東ブロック) 生野区 市民協働課長	同課長会議幹事	乾 正一
同 上	(区西ブロック) 此花区 このはな魅力発信担当課長	同課長会議副幹事長	馬場 正敏
同 上	(区南ブロック) 阿倍野区 企画調整課長	同課長会議副幹事長	阪本 宗弘
同 上	(区北ブロック) 都島区 教育担当課長	同課長会議幹事	竹下 恵子

○ワーキンググループ (WG)

- ・ P TのもとにWGを設置。
- ・ 人権担当係長会議をWGに位置づけ、具体的な検討を行う。

○アドバイザー

- ・ 専門的な見地からアドバイスを受けるため、学識経験者（2名）に就任頂いた。

神戸学院大学人文学部教授 神原 文子

一般財団法人ダイバーシティ研究所理事・研究主幹 鈴木 暁子

○スケジュール

平成 25 年 6 月 28 日 ・ 区長会議で P T の設置承認

・ P T を設置

7 月 19 日 ・ 第 1 回 WG 会議

8 月 1 日 ・ 第 1 回 P T 会議

8 月 9 日 ・ 第 2 回 WG 会議

9 月 ・ 第 3 回 WG 会議

・ 第 2 回 P T 会議

・ 区長会議で中間報告

10 月 ・ 第 3 回 P T 会議

・ 区長会議で最終報告